

後期高齢者医療制度のお知らせ

～整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方～

整骨院・接骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージにかかる場合は、医療保険が『使える場合』と『使えない場合』があります。

◆整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方について

○医療保険が使える場合

- ・医師や柔道整復師に骨折、脱臼、打撲および捻挫等(肉ばなれを含む)と診断または判断され、施術を受けたとき。
※骨折・脱臼については、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。
- ・骨・筋肉・関節のケガや痛みで、負傷原因がはっきりしているとき

×医療保険が使えない場合

- ◇脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ◇保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの
- ◇施術所以外で施術を受けた場合(往診は除きます)

◆はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方について

○医療保険が使える場合

- ◇はり・きゅう
 - ・神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、頸腕症候群などの慢性的な疼痛を主症とする疾患
- ◇あんま・マッサージ
 - ・筋麻痺(筋肉の麻痺)、関節拘縮(関節が硬く完全に曲がらないあるいは完全に伸びきらない症状)など

×医療保険が使えない場合

- ◇はり・きゅう
 - ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている場合
- ◇はり・きゅう、あんま・マッサージ共通
 - ・疲労回復や慰安を目的としたもの
 - ・医師の同意がない場合

※領収書は必ずもらって、保管しておきましょう

●問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601、厚岸町町民課保険医療係 ☎内線118～121

広報あつけしに広告を掲載しませんか

- 掲載対象者／原則として、町内に事業所などがある業者や町内で活動している団体
- 広告掲載位置／お知らせコーナー『情報BOX』の下1段
- 広告の規格・料金(いずれも一色刷り)
 - 【下1段】 縦60ミリ×横180ミリで10,000円
 - 【下1段2分の1相当】 縦60ミリ×横87ミリで5,000円
- 掲載できないもの／ 青少年の健全な育成を阻害するもの 政治活動、宗教活動、意見広告にかかわるもの 公序良俗に反するもの その他町長が不適切と認めたもの
- 申込書の提出／随時受け付けており、申込書は広報情報係にあります
- 問い合わせ／広報情報係 ☎内線218・219